

高岡地区広域圏事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和2年3月16日規則第1号

高岡地区広域圏事務組合の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の勤務時間、休日及び休暇については、高岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年高岡市規則第3号）の規定の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。